

令和5年度 第4回 松戸市介護保険運営協議会資料

令和6年度

松戸市基幹型地域包括支援センター運営方針

「地域包括支援センターの設置運営について」（厚生労働省老健局関係課長通知）に基づく直営型地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施方針

松戸市地域包括ケア推進課
令和6年2月8日

1 基幹型地域包括支援センター設置の目的

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、市民が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・福祉等に関わる幅広い関係機関・関係者が連携・調整し、地域包括ケアシステムの構築を推進するとともに、**制度・分野の枠や支える側支えられる側という従来の関係を越えた、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる、「地域共生社会の実現」に向け、取り組みを推進していくことが求められている。**

関係機関の連携・調整と地域包括ケアシステム構築を推進するための中核機関として、日常生活圏域を担当する地域包括支援センター（以下、「地域包括」という。）とともに、地域包括の統括・総合調整・後方支援等を行うための基幹型地域包括支援センター（以下、「基幹型包括」という。）を設置する。

2 基幹型包括の位置づけ

- (1) 基幹型包括は、直接の担当圏域を持たず、地域包括の統括・総合調整・後方支援等の業務に重点的に取り組む。
- (2) 基幹型包括は、市直営の機関として市役所本庁内に設置し、地域包括の業務が市の高齢者施策全般及び他の関連施策と結びつくよう調整及び支援を行う。

3 業務共通事項の実施方針

(1) 事業運営体制の充実

- ① 地域包括支援センター長会議において地域包括の運営方針を明示するとともに、日常業務を通じて、地域包括の業務実施の方向性を共有する。
また、各地域包括の事業計画策定に際して基幹型包括が支援・助言等を行うことにより、市と地域包括の運営方針の共有及び連携の強化を図る。
- ② 地域包括の自己評価結果に基づき、地域包括支援センター事業の点検・評価を行うとともに、介護保険運営協議会を通じて、行政による点検・評価の結果を決定する。あわせて、地域包括支援センター事業の点検・評価結果を公表する。
- ③ 地域包括支援センター事業評価の結果を活用して、地域包括ごとの強みや課題等を把握、分析し、意見交換を行い、各地域包括の業務改善を図り、機能向上につなげる。
- ④ 地域包括間の交流の強化等を支援し、地域包括間の業務・連絡調整の円滑化及びノウハウの共有を図る。
- ⑤ 市の広報媒体の活用や関係団体等との連携に基づき、地域包括の周知を推進する。

- ⑥ 土日祝日、夜間等における連絡体制を整備する。
- ⑦ 地域包括がICTを活用した業務を推進するための支援を行うとともに、基幹型包括においてもICTを活用した業務を実施する。
- ⑧ 地域包括が事業評価重点項目を達成するための支援を行う。
- ⑨ 地域包括が感染症や災害発生時においても、業務を継続的に実施できる体制について検討、整備を行うことができるよう支援を行う。

(2) 担当圏域のニーズ等に応じた業務の実施

- ① 地域包括に対して、担当圏域の現状やニーズの把握に必要な情報を提供する。

(3) 地域包括支援センター職員の確保・育成

- ① 地域包括職員の資質向上に向けた合同研修会を、基幹型包括の主催により計画的に開催し、外部研修等についても参加支援を行う。また、地域包括が主催する、主任介護支援専門員・社会福祉士・保健師の職種別に開かれる専門部会へ基幹型包括職員が参加し、助言を行うことで、各職種の専門性に応じた地域包括職員の能力向上、連携強化につなげる。
- ② 地域包括の求めに応じて、市の広報媒体の活用等を通じて、地域包括職員の募集を支援する。

(4) 個人情報保護の徹底

- ① 市の個人情報保護に関する規程に従って、基幹型包括及び地域包括における個人情報保護の徹底を図る。

(5) 利用者満足の上

- ① 相談者に対し、本市の「職員接遇向上基本マニュアル」に沿った適切な対応を行うほか、接遇研修への参加やOJTを通して、基幹型包括職員の接遇対応の向上を図る。また、相談者に対し、相談内容に応じた適切な案内を行う。
- ② 苦情対応の実施方針を明示するとともに、地域包括から苦情について報告や協議の機会を設ける。
- ③ 地域包括が受けた対応困難な苦情について、苦情解決に向け、地域包括と協力しながら支援等を行う。

(6) 公正・中立性の確保

- ① 地域包括が、相談者へ介護サービス事業所・施設、居宅介護支援事業所等の紹介を行う時や、指定介護予防支援業務の委託先の選定を行う時は、公正かつ中立性を確保した上で行うよう、基幹型包括が周知及び確認を行う。
- ② 介護保険運営協議会において、公正・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項について報告・説明等を行い、承認を受ける。

4 個別業務の実施方針

(1) 総合相談支援業務

- ① 地域包括、福祉まるごと相談窓口と役割分担を明確にしながら連携し、高齢者に限らず属性や世代を問わない相談窓口として、あらゆる相談をまずは受け止め、相談者に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行い、適切な機関に繋がるまでの支援を実施する。
また、多分野における複合的な課題に対し、行政における制度・分野の枠を超えた取り組みを進めるために、多分野における相談機関と相互の役割の理解や連携強化を進めるとともに、研修会等を開催し、連携強化に向けた意識の醸成及び知識向上を図る。
- ② 地域包括が対応する個別事例の緊急性を把握しつつ、対応が困難な事例など地域包括だけでは解決が難しい事例について、基幹型包括が解決に向けた直接的な支援を行う。
- ③ 地域包括支援センターマニュアル及び相談受付マニュアルの整備を行うとともに、基幹型包括と地域包括間でレビュー会議やカンファレンスによる事例検討を実施することで、相談支援の標準化及び質の向上を図る。
- ④ 地域包括における相談事例の状況を把握・分析し、相談事例への効果的な対応に向けた方策を地域包括とともに検討する。加えて、基幹型包括職員のスキルアップを図るために基幹型包括内で事例検討会等を実施する。
- ⑤ 医療・介護・福祉・司法等の関係団体の会議・行事等への積極的な参加等を通じて、市レベルの関係団体・機関・行政のネットワークの構築を図る。

(2) 権利擁護業務

- ① 高齢者の権利を擁護するための成年後見制度に関して、研修会や講演会を開催し、地域包括職員の理解促進を図るとともに、成年後見制度の利用を促進する。
- ② 地域包括と連携しつつ、対応が困難な事例に対して、意思決定支援をしながら他に取るべき手段がない場合、法に沿って迅速な対応（やむを得ない事由による措置、成年後見制度の市長申し立て等）を行う。

- ③ 高齢者虐待防止ネットワーク・緊急ヘルプネットワークの充実を図り、高齢者虐待事例や高齢者虐待を疑われる事例に対して迅速に対応できる仕組みを構築する。あわせて、介護を必要とする高齢者のみならず、家族介護者等の養護者を含めて支援できるよう、他分野との連携促進を図る。また、セルフ・ネグレクトをはじめとする、高齢者虐待防止法に準じた対応が求められるものについても、必要に応じて関係機関と連携し支援を進める等、権利侵害の防止に取り組んでいく。
- ④ 「松戸市虐待防止条例」に基づき、「虐待のない誰もが安心して暮らせるまち」の実現のため、高齢者分野・障害者分野・児童分野の担当課と連携を強化する。また、高齢者虐待防止について、広く市民に知ってもらうため、広報活動等の実施により周知を図る。
- ⑤ 高齢者をターゲットにした消費者被害防止への対応力の強化を図るため、関係機関との協力関係を構築する。
- ⑥ 高齢者虐待の予防・早期発見・早期対応できる環境を整備する。環境整備に寄与するため、通報のあった虐待事例について、日常生活圏域ごとに分析を行い、圏域ごとの特徴などデータの蓄積を行う。データについては、養護者支援の充実、虐待防止啓発の活動などに活用する。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- ① 地域包括による介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の計画的な開催を支援する。
- ② 介護支援専門員が地域包括に相談した事例のうち、対応が困難な事例であるために地域包括から基幹型包括に支援要請した事例について、基幹型包括職員による同行訪問やサービス担当者会議への出席など、解決に向けた直接的な支援を行う。
- ③ 介護支援専門員による、重度の要介護者を在宅で支えるための介護サービスのマネジメントや自立支援に資するケアマネジメントの実践に向け、地域包括が関係機関との連携体制構築及び介護支援専門員へ適切な助言を行えるよう後方支援を行う。

(4) 地域ケア会議関係業務

- ① 個別レベル、日常生活圏域レベルの地域ケア会議の運営支援や市レベルの地域ケア会議の開催を通じて、個別事例及び地域における諸課題を議論し、解決に向けて検討を行う。また、地域ケア会議での議論において、関係団体・関係機関・行政の出席により、幅広く意見を募り、連携を図る。

- ② 個別レベル及び日常生活圏域レベルの地域ケア会議の機能強化を図るため、三層構造の地域ケア会議の連携強化や会議運営ノウハウの共有化、会議運営マニュアルの充実等を行う。また、市レベルの地域ケア会議の議論を共有し、地域包括が個別事例や地域の課題解決に取り組めるよう支援することで、循環型の地域ケア会議の実現に努める。

(5) 介護予防ケアマネジメント業務・指定介護予防支援業務

- ① 地域包括や居宅介護支援事業所が介護予防・生活支援サービス事業対象者及び要支援者に対して、自立支援に向けたケアマネジメントを実施できるよう、研修の実施等を通じて支援を行う。
- ② 制度見直しの反映や活用可能性向上の観点から、介護予防ケアマネジメントマニュアルの充実等を図る。

(6) 在宅医療・介護連携推進業務

- ① 医療的な課題が存在する困難事例等への対応を推進するため、在宅医療・介護連携支援センター及び医療関係機関と、地域包括、基幹型包括との連携体制を強化する。
- ② 医療関係者とのネットワーク構築の観点から、在宅医療・介護連携支援センターと緊密に連携しつつ、医療関係者と地域包括の合同の事例検討会・講演会・勉強会等の開催・開催支援、研修会や会議等へ出席する。

(7) 認知症総合支援業務

- ① 認知症初期集中支援チームによる認知症の早期診断・早期対応にあたって、事例選定や会議に関する事前・事後の打合せなど、地域包括への後方支援を行う。
- ② 認知症施策の推進のため、医療・介護・行政等が参加する認知症研究会や地域ケア会議等を通じて、認知症コーディネーター等と連携し、後方支援を行う。また、オレンジ協力員の養成、活動機会の増大を通じて、チームオレンジの活動を推進する。
- ③ 認知症高齢者の徘徊における早期発見として、防災行政用無線やメール配信システムを活用した徘徊高齢者探索や、高齢者の見守りシール等を活用した体制を整備する。また、警察署で保護された徘徊高齢者等の情報を早期に把握し、早期支援・介入に繋げる。
- ④ 警察から提供される「徘徊高齢者情報提供書」への対応について、高齢者の状態や状況を基幹型包括と地域包括間で共有し、支援が必要なケースにおいて助言を行う。

- ⑤ 手助けが必要な高齢者を地域全体で見守る「あんしん一声運動」を推進する。また、認知症の理解を深めるため、関係機関及び地域住民に対する普及啓発活動を行う。
- ⑥ 認知症の方や介護者が参加可能な認知症カフェ等の取り組みを地域包括が推進できるよう、開催日程や開催場所を案内し、地域住民に広く周知する。
- ⑦ 認知症施策が効果的に推進されるよう、地域包括の認知症地域支援推進員とともに医療・介護機関といった関係機関との連携や事業の普及啓発のための企画や活動を行う。また、その企画や活動に際し、会場準備や広報活動といった後方支援を行う。

(8) 生活支援体制整備事業

- ① **第1層（市全域）多機能コーディネーターは、地域包括に配置された第2層（日常生活圏域）の多機能コーディネーターと連携を図り、地域共生の視点を踏まえ、不足する生活支援・介護予防サービスの開発、高齢者が役割を持った形での社会参加（就労的活動）の促進など生活支援体制整備を進めるとともに、認知症地域支援推進員が担う業務の後方支援も併せて実施する。**
- ② 地域住民との協議や活動の場などの住民主体の取り組みや、高齢者支援連絡会に対して必要時支援を行う。

(9) 松戸市指定事業

- ① 地域包括が行う、多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築業務、介護予防普及啓発事業について、円滑に事業を展開できるよう後方支援を行う。
- ② 保健福祉サービス等の一覧表を整備し、地域包括がサービスを広く周知できるよう支援する。また、地域包括へ相談受付マニュアルを配布し、相談者への案内を円滑に行うことが出来るよう支援する。
- ③ 地域密着型（介護予防）サービス事業所が主催する、サービスの質の確保を図ることを目的とした会議へ出席し、必要な助言等を行う。
- ④ 介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業）について、地域包括や居宅介護支援事業所において適切に利用できるよう、マニュアルの整備を行う。また、総合事業に関する特定業務等を行う。